



大学財政支援のための新政府の方向性検討

ハ, ボンウン

多胡, 太佑(翻訳)

(Citation)

高等教育無償化に係る法制と諸方策 : 前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長コ ジョ
ン教授の論考をもとにした対話

(Issue Date)

2022-07-30

(Resource Type)

conference object

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>



大学財政支援のための新政府の方向性検討

ハ・ボンウン（京畿大学教授、元韓国教育財政経済学会会長）

1. 大学登録金値上げ率上限制廃止の検討

- 2011年、大学登録金値上げ率の上限制の導入：過去3年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍を超えて引き上げることができない。

一「高等教育法」第11条第1項は「学校の設立・経営者は授業料とその他の納付金を…受け取ることができる。」と規定して学生と保護者に教育費を負担させることのできる法的根拠が整っているものの、「高等教育法」では値上げ率の上限制についての基準を、

「大学登録金に関する規則」では、登録金徴収金額公告および報告などの内容を通じて登録金値上げ率の上限制を施行している。すなわち「高等教育法」第11条第6項は「登録金審議委員会は『教育関連機関の情報公開に関する特例法』第6条第1項第8号の2の登録金及び学生1人当たり教育費算定根拠、都市勤労者平均家計所得、第7条の2第1項の年度別支援計画、登録金依存率（大学教育費において登録金の占める割合をいう）等を考慮して該当年度の登録金を適正に算定しなければならないと規定し、「高等教育法」第10項は「各学校は登録金の値上げ率が直前の過去3ヵ年度平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過してはならない」と明示しており、「大学登録金に関する規則」第2条の2第1項は「登録金値上げ率は年間の学校平均登録金を基準にして算定するが、学部と大学院は区分して算定」するように規定して、第2項は「登録金値上げ率の算定方法に関して必要な事項は教育部長官が定めて公告する」と規定している。

一大学の登録金の値上げ率の算定を、物価上昇率と連動して行う登録金の値上げ率の上限制は、2011年に初めて施行されて、登録金の値上げは直前の過去3ヵ年度平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過して値上げできなくして、大学が正当な理由なしに登録金を基準以上に引き上げる場合、政府の財政支援事業への参加の制限や差等支援などの制裁を受けることがあり得る。

- 私立大学の財政健全性の悪化

一これにより、大学登録金が最近の10年間ほぼ横ばいになり、学生と保護者の登録金負担の緩和に大きく影響したものの、大学側は運営と教育に必要な施設と環境の構築に必

要な財源の確保が難しくなったと主張する（ソ・ヨンイン他、2019）。

＜表 1＞大学登録金の値上げ率の現状

区分	2015		2016		2017		2018		2019		2020	
	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率
大学	5715.3	0.04	5743.4	0.54	5766.8	0.38	5791.0	0.42	5807.9	0.28	5829.5	0.40
専門 大学	4164.3	0.11	4166.9	0.01	4171.3	0.09	4173.3	0.03	4176.6	0.04	4189.9	0.35

注 1：登録金は該当年度の国公立大学と私立大学の登録金の平均を表す。

注 2：変動率は登録金の前年度金額比引上率を表す。

出典：국회입법조사처(2020), 2020 국정감사 이슈 분석 제Ⅶ권 교육위원회·문화체육관광위원회, p.70.

(国会立法調査調査処(2020)「2020 国政監査 이슈分析 第Ⅶ巻」教育委員会・文化体育観光委員会」70 頁.)

一全体の高等教育機関の約 86%を占める私立大学の主要収入源は登録金だったが、抑制政策以降、設立者の負担金である法人転入金の拡充が現実的に難しい状況の中で、登録金の凍結により 2010 年から私立大学の財政の健全性が急激に悪化したと分析されており（ソ・ヨンイン他、2019）、大学財政の政府依存度を高める結果を招き、大学財政運用の自律性を阻害するという憂慮の声が出ている。

一特に、ほとんどの大学が教育と運営に必要な財源を、学生たちが納付した登録金で補っているなかで、少子化により学生数が減少して新入生の確保が困難となっており、また、大学構造調整による定員縮小で大学の財政に更なる悪影響を及ぼしている。

一それで、新政府は登録金の値上げに向けて検討をする考えを明らかにしたものの、学生と保護者側の反発によって具体的な方向性についてまだ提示することができない状況になっている。

2. 高等教育財政の確保の方案の提示：(国税) 教育税を高等教育財政に転換して支援

■ 幼・小・中等地方教育財政の運営の現状：学生数の急激な減少による一人当たりの教育費の増加

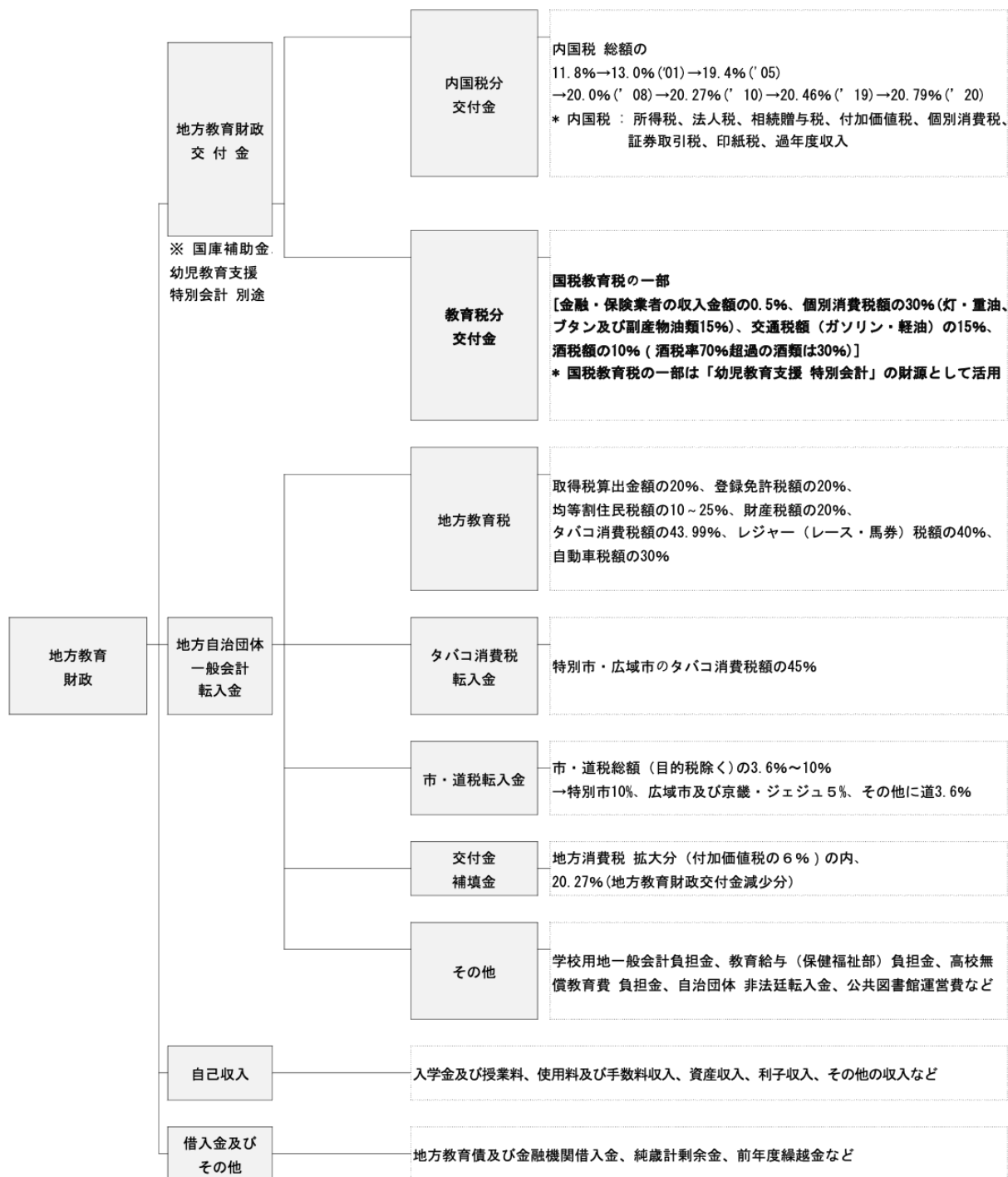
一幼・小中等教育を担当する地方教育財政は、一般地方自治団体から独立し、市・道教育

庁を中心に国家、広域自治体、基礎自治体、学校が相互関係のなかで、市・道教育費特別会計で運用されている。

一歳入の側面からみると、市・道教育費特別会計の財源は、国家からの地方教育財政交付金と国庫補助金、地方教育税の転入金と市・道税転入金及びタバコ消費税転入金などで構成される一般地方自治団体である市・道からの転入金、また、入学金と授業料及びその他の収入で構成される自己収入である。

＜表 1＞ 地方教育自治の収入財政の現状

区分			規模
中央政府 支援金	地方教育財政 交付金	内国税	普通交付金 内国税総額の20.79%の97/100
			特別交付金 内国税総額の20.79%の3/100
		教育税	国税教育税の一部
	国庫補助金	国庫事業補助金	用途指定
	幼児教育支援特別会計		国税教育税の一部＋国庫補助金
自治団体 一般会計 転入金	市・道税転入金		市・道税総額の10%（ソウル）、5%（広域市及び京畿道）、3.6%（その他の道）
	タバコ消費税転入金		特別・広域市タバコ消費税総額の45%
	地方教育税		全額
	学校用地負担金		学校用地の実経費の50%
	交付金補填金		地方消費税拡大分（付加価値税の6%）の20.27%
	その他の一般転入金		高校無償教育費転入金、公共図書館運営支援費等
自己収入	納入金、利子収入、財産収入、使用料、雑収入など		



< 図 1 > 地方教育財政の財源構造

■ 政策代案：教育税（国税分）を活用して高等・生涯教育投資を拡大

○（改編方式）教育支援特別会計を新設（2021年）して、教育税を財源にして転出・活用（2021年金融・保険業者の収入額→2023年教育税の全額）する。

※「教育税法」及び「地方教育財政交付金法」改正、「教育支援特別会計法」制定
—教育支援特別会計は、幼・小中等及び高等・生涯教育など、全ての教育分野の国

家政策のための事業に活用する。

※「教育税法」第1条（目的）この法は教育の質的向上を図るために必要な教育財政の拡充にかかる財源を確保することを目的とする。

＜現在の構造＞			＜改編構造＞		
税源区分	徴収額 (2018)	配分	税源区分	2022	2023
国内分	47,275億ウォン	幼特会計 1.85兆ウォン 普通交付金 3.34兆ウォン	金融・保険業者 収入金額	教育支援 特別会計	教育支援 特別会計 (幼特会計 統合)
金融・保険業者収入金額	10,915億ウォン		⇒ 個別消費税額 酒税額 交通・エネルギー・環境税額	幼特会計 交付金 転出	
個別消費税額	5,452億ウォン				
酒税額	7,878億ウォン				
酒税額	7,878億ウォン				
交通・エネルギー・環境税額	23,030億ウォン				
輸入分	3,701億ウォン				
合計	50,976億ウォン				

＜図2＞教育税（国税分）を活用した高等・生涯教育投資拡大の構造

○（地方教育財政の補填）地方教育財政の実質的減少を考慮し、教育庁の財源の一部を補填するための方案＊を考案。

＊教育支援特別会計の設置及び教育税の未転出による交付金の減少（2018年約3.4兆ウォン）

—1）国家施策および災害特交を廃止（2020年1.16兆ウォン）して、該当金額は普通交付金に転換、2）地方教育税の一部の税率引上げなどを検討。

○（新設特別会計の運営方式）新設される特別会計は、教育部長官が運営するが、歳出予算の編成に関しては企財部（財務省に相当、訳注）長官と協議する。

—特別会計の中に教育分野別の勘定を設置し、管理して運営する。例えば、幼児教育勘定、小・中等教育勘定、高等教育勘定、生涯教育勘定などである。

○（長・短所）地方教育分野の財源の一部を、財政需要の増大の必要性の高い高等教育、生涯教育に再分配するという点が長所である。

—短期的な調整方案にはなるものの、長期的には地方教育財政の歳入の安定性の問題、歳入—歳出の乖離の問題を解決する根本的な方案にはならない。

—小中等教育財源を高等・生涯教育に投資することに対する批判と反対が予想さ

れる。

一高等教育、生涯教育の分野に新たな交付金を導入することと同じ意味を持つことであり、高等教育分野の学生が今後急激に減少し、大学の構造調整の必要な時期に高等教育分野に適用される交付金を新設することが妥当なのかという問題提起が行われている。

参考文献

- 교육부·한국교육개발원(각 년도). 교육통계연보
(教育部・韓国教育開發院 (各年度) . 教育統計年報)
- 국회예산처(2019). 2020 년도 예산안 위원회별 분석[교육위원회 소관].
(国会予算処 (2019) . 2020 年度予算案委員会別分析 (教育委員会所管) .)
- 국회입법조사처(2020). 2020 국정감사 이슈 분석 제VII권
교육위원회·문화체육관광위원회
(国会入法調査処 (2020) . 2020 国政監査イシュー分析第 VII 卷 教育委員会・文化体育
觀光委員会)
- 서영인 외(2017). 고등교육 재정지원 정책 진단 및 개선 방안 연구. 한국교육개발원.
(ソ・ヨンイン他 (2017) . 高等教育財政支援政策診断及び改善方案研究. 韓国教育開發
院.)
- 서영인 외(2019). 고등교육 정부 재정 확보 방안 연구. 한국교육개발원.
(ソ・ヨンイン他 (2019) . 高等教育政府財政確保方案研究. 韓国教育開發院.)
- 서영인 외(2020). 교육재정 종합 진단 및 대책 연구. 경제·인문사회연구회
협동연구총서 20-37-01.
(ソ・ヨンイン他 (2020) . 教育財政総合診断及び対策研究. 經濟・人文社会研究会 共
同研究叢書 20-37-01.)
- 연덕원(2019). 국가장학금 도입 8 년, 등록금과 고등교육재정, 노수석 열사 23 주기
추모 토론회 자료집. 1-35. <https://khei-khei.tistory.com/2318>
- (ヨン・ドクウォン (2019) . 国会奨学金導入 8 年、登録金と高等教育財政、ノ・スソ
ック烈士 23 周忌追慕討論会資料集. 1-35. <https://khei-khei.tistory.com/2318>)
- 한국교육개발원(각 년도). 고등교육 재정지원 분석자료집. 한국교육개발원.

(韓國教育開發院 (各年度) . 高等教育財政支援分析資料集. 韓國教育開發院.)

한국사학진흥재단(각 년도). 고등교육 재정지원 정보분석자료집.

(韓國私學振興財團 (各年度) . 高等教育財政支援情報分析資料集.)